

諮問庁：国立大学法人名古屋大学

諮問日：平成29年5月24日（平成29年（独個）諮問第34号）

答申日：平成29年8月3日（平成29年度（独個）答申第35号）

事件名：本人が行った公益通報に係る検討段階の文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「開示請求者が2012年に行った公益通報の検討に関する全ての文書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人名古屋大学（以下「名古屋大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年11月14日付け名大総第164号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から提出された意見書には諮問庁の閲覧を不可とする旨が明示されており、本答申ではその内容は記載しない。

名大平和憲章に関わる私の公益通報は「国民の学ぶ権利」の根幹に関わる公益性の大きい問題（国会でも取り上げられ、ネットでは2万件以上のアクセスがあり国民の関心は高まっている。）。検討段階における職員間のやり取りについても、個人名以外は、名古屋大学の人権に対する姿勢が問われる公益性の高いものである。

また、同封の「事実調査結果」は私へのヒヤリングがなく、一方的で公平性に欠ける調査であり了承出来ない（私は平成24年、電話にて「予備自衛官補の受験には事前審査が必要」「自衛隊は軍隊ではない」と回答を受けており、事実と異なる。）。

（本答申では添付資料は省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求について

本件は、「開示請求者が2012年に行った公益通報の検討に関する全て

の文書」に係る開示請求である。

2 原処分について

本件開示請求は、「開示請求者が2012年に行った公益通報の検討に関する全ての文書」が請求されたものである。本請求に対し、名古屋大学（以下、第3において「本学」という。）は、本件請求事項に該当する保有個人情報をもとに部分開示とした決定（原処分）を行い、平成28年11月14日付け名大総第164号により、当該決定を開示請求者に通知した。

3 審査請求について

審査請求書によれば、審査請求人の主張及び請求は、以下のとおりである。

「名古屋大学平和憲章に関わる審査請求人の公益通報は、『国民の学ぶ権利』の根幹に関わる公益性の高い問題であり、検討段階における職員間のやり取りについても、個人名以外は、名古屋大学の人権に対する姿勢が問われる公益性の高いものである。」

以上の主張から、審査請求人は、部分開示とした原処分を取消し、全部開示決定を求め、本件審査請求を行ったものと解される。

4 諮問の趣旨について

本学は、本件請求事項に該当する保有個人情報として、審査請求人から本学宛に送付された文書や当該公益通報への対応について検討した学内会議の資料等を特定した。このうち、「名古屋大学の職員間でやり取りしたメール及び添付文書」及び「公益通報に係る検討段階の文書」については、当該公益通報に係る事実関係の調査段階における、本学の職員間の具体的なやり取りに関する情報が含まれている。

公益通報への対応にあたっては、事案の解決に向け、当該通報に係る事実関係を正確に把握することが重要であるところ、調査段階における職員間の具体的なやり取りの内容が通報者に開示されることになると、以後の公益通報事案の調査に際して、関係者が、自らの意見が公にされることをおそれ、率直な意見の表明を差し控える等、調査への協力を得ることが困難になり、本学の監査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、本学は、これらの文書のうち、職員の氏名以外の部分について、法14条5号柱書き及びハに該当するものとして、当該部分を不開示とした。

審査請求人は、公益性が高いことを主張して、当該部分を開示することを求めているが、同号柱書き及びハが定める不開示情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものとされており、公益性の有無や高低に影響されるものではなく、審査請求人の主張は、失当である。

審査請求人は種々主張するが、審査請求人の請求には理由がない。部分開示とした原処分は妥当であり、原処分の維持を求め、審査会に諮問する。

5 審査請求までの経緯

(1) 平成28年10月13日

審査請求人から、「開示請求者が2012年に行った公益通報の検討に関する全ての文書」に係る開示請求があった。

(2) 平成28年11月14日

平成28年度名大総第164号により、開示請求事項該当文書を部分開示する決定を行った。

(3) 平成28年12月27日

開示決定どおり、窓口にて開示を実施した。

(4) 平成29年3月21日

審査請求人から、郵送にて審査請求書の送付があった。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成29年5月24日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月13日 | 審議 |
| ④ 同月26日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年7月10日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同年8月1日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「開示請求者が2012年に行った公益通報の検討に関する全ての文書」に記録された保有個人情報であり、処分庁は、その一部を法14条5号柱書き及びハに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は、公益通報への対応に当たっては、事案の解決に向け、当該通報に係る事実関係を正確に把握することが重要であるところ、調査段階における職員間の具体的なやり取りの内容が通報者に開示されることになると、以後の公益通報事案の調査に際して、関係者が、自らの意見が公にされることをおそれ、率直な意見の表明を差し控える等、調査への協力を得ることが困難になり、名古屋大学の監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、職員間の具体的なやり取りの内容が記録された部分（原処分において開示した職員の氏名を除く。）は、法14条5号柱書き及びハ

に該当する旨説明する。

- (2) 本件対象保有個人情報を見分すると、不開示部分には、審査請求人が行った公益通報に係る事実関係の調査段階における名古屋大学の職員間の具体的なやり取りに関する情報の記載が認められ、これを開示すると、監査事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとする上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、不開示部分は、法14条5号ハに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条5号柱書き及びハに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号ハに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司